

[事案 2020-329] 災害割増保険金等支払請求

・令和3年8月27日 裁定終了

<事案の概要>

転倒による骨折が死因であることを理由に、災害割増保険金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者は、平成28年3月に転倒により腰椎を圧迫骨折し、同年8月に同じく転倒して上腕頸部を骨折し、その後同年11月に死亡したため、平成2年2月に契約した終身保険にもとづき、死亡保険金等を請求したところ、被保険者の死因は老衰であるとして、災害割増保険金等が支払われなかったが、以下の理由により、災害割増保険金等を支払ってほしい。

(1)死亡診断書上の直接の死因は老衰ではあるが、転倒による骨折で全身状態が悪化したことが、大きく影響している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)被保険者の死因は、死亡診断書上は老衰とされており、転倒による骨折が直接の死亡原因とは認められない。

(2)第三者の医師による医学鑑定においても同様の見解が得られている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、被保険者の死亡前の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転倒による骨折が老衰に影響を与えたとしても、約款に規定する不慮の事故による傷害を直接の原因として死亡したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。